

八王子市3歳児健康診査実施要綱

平成9年4月1日施行

改正 平成14年4月1日 平成17年1月1日 平成23年4月1日

第1 目的

この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき3歳児健康診査（以下「健康診査」という。）を実施し、身体の発育、精神の発達、視力、聴覚等の異常を早期に発見するとともに、適切な保健指導を実施することにより幼児の健全な育成を図り、あわせて保護者の育児を支援することを目的とする。

第2 健康診査の対象者

健康診査の対象者は、市内に住所を有する満3歳を超え、満4歳に達しない幼児とする。

第3 対象者の把握

対象者の把握は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 住民基本台帳の確認
- (2) 外国人登録原票の確認
- (3) 家族からの連絡等

第4 健康診査の周知等

1 健康診査の実施に当たっては、次に掲げる方法により対象者の保護者に周知するものとする。

- (1) 3歳児健康診査のお知らせによる個別通知
- (2) その他広報、ホームページ等による健康診査の実施案内

2 健康診査の周知する内容は、次に掲げる項目とする。

- (1) 実施日時（以下「健診日」という。）及び実施場所
- (2) 健康診査の内容
- (3) 受診に当たっては、健診日に必要事項を記入した問診票及び当日の朝に採取した尿を持参する必要があること。

3 健康診査を受診しない対象者の保護者に対しては、必要事項を記入した問診票の提出を求めるものとする。

第5 健康診査の項目

健康診査は、次に掲げる項目について実施するものとする。

- (1) 身体の発育状況及び栄養状態
- (2) 身体の疾病及び異常の有無

- (3) 歯及び口腔の疾病並びに異常の有無
- (4) 視力の状況及び異常の有無
- (5) 聴覚の状況及び異常の有無
- (6) 尿中の蛋白及び糖の検査
- (7) 言語発達及び精神発達の状況並びに異常の有無
- (8) 予防接種の実施状況
- (9) その他育児上問題となる事項

第6 健康診査の記録

健康診査の結果及び指導事項等については、記録・保存するものとする。

第7 事後の措置

- 1 健康診査を実施したときは、次に掲げる事後措置をとるものとする。
 - (1) 治療が必要と認められる幼児に対する専門医療機関等の受診の勧奨
 - (2) 精密健康診査が必要と認められる幼児に対する3歳児精密健康診査受診票又は紹介状の交付
 - (3) 経過観察が必要と認められる幼児に対する乳幼児経過観察健康診査及び乳幼児発達健康診査の実施、並びに必要な応じた保健師による訪問指導等の実施
 - (4) 医療費の助成が必要と認められる幼児に対する育成医療給付等の制度の利用勧奨
- 2 未受診者の保護者に対しては、必要に応じて再度の受診を勧奨するとともに、家庭訪問、電話等により適切な保健指導を行うものとする。
- 3 健康診査の結果、必要があるときは、医療機関、療育機関、保健所等の関係機関との連絡調整を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。